会　議　の　要　旨　（　議　事　録　）

会議の名称	第２回 鳥栖市障害者福祉計画策定委員会および鳥栖市障害福祉計画策定委員会		
開催日時	令和８年８月３１日（月）14時00分 ～ 15時20分		
開催場所	鳥栖市役所　３階大会議室１	出席者数	24名
議　　題	（1）　第６期鳥栖市障害者福祉計画及び第８期鳥栖市障害福祉計画・第４期鳥栖市障害児福祉計画素案について		
配布資料	・第２回 鳥栖市障害者福祉計画策定委員会および鳥栖市障害福祉計画策定委員会 【会議次第】 ・第６期鳥栖市障害者福祉計画及び第８期鳥栖市障害者福祉計画・第４期鳥栖市障害児福祉計画 【計画素案】		
所管課	（課名）高齢障害福祉課　障害者支援係 （電話番号）０９４２－８５－３６４２		

参加委員：田代会長、牧﨑副会長、鬼塚委員、熊本委員、小森委員、篠原委員、
大隈委員、平石委員、西依委員、江見委員、芹田委員、鈴木委員、
野口委員、山口委員、松尾委員、古賀委員、原口委員[計17名]

１．開会
事務局（高齢障害福祉課長）

２．議題

１）第６期鳥栖市障害者福祉計画及び第８期鳥栖市障害福祉計画・第４期鳥栖市障害児福祉計画　素案について

① 計画素案 第１章～第２章について

委員

まず、１ページ目、第１章の１ 計画策定の背景と趣旨について。

この背景の文章中に、外国人はどのように反映されているのか。この後の項目に関係してくることだと思うだが、読み取れなかった。

次に、２ページ目、障害者施策関連法令などの動向の年表について。

前期計画書は令和３年３月に策定されていたが、年表は平成 30 年までしか記載されていなかった。しかし、本計画素案では令和９年の内容まで示されている。また、前期計画では記載のなかった令和元年、令和２年の内容が本計画素案では記載されている。この違いについては何か。どのようなものを掲載するべきなのかを教えていただきたい。

事務局

外国人に関する記載については、どの箇所のことを指しているか。

委員

本計画素案の 30 ページの(3)障害児支援の充実【現状と課題】末尾と、その対策として、32 ページの【今後の取組】⑧外国人への支援という記載がある。このことから、背景の文章中に外国人に関することが入らなくてもよいのだろうかと考えた。

事務局

背景と趣旨については、前期計画、本計画ともに「外国人に対する」というような文言・表現は記しておらず、鳥栖市民の方については外国籍であろうとなかろうと、区別するという考え方がなかったため、特に記載していなかった。

今回、ご指摘いただいているように、施策の中で特記している部分があるということなので、そちらについては整合性が図れるような形で対応・検討させていただく。

委員

個人としては、示さないなら示さないでよいと思う。だが、30 ページと 32 ページの記載については、前期計画では丁寧に状況を示していたのに、今回は説明が抜けていた。改めて、前回の文章と読み比べていただければと思う。

事務局

２ページ目の年表に関しては、関係法として整備されているものについて記載している。令和９年については施行が予定されているため、記載を行った。

委員

今回、「障害児支援の充実」の中に説明もなく外国人に関する記載が出てきたため、それであれば「背景と趣旨」や「人口の推移」などについても外国人に関する記載が必要なのではないかと疑問に思った。

委員

外国籍の方の特別支援教育対象の方の割合は、日本語由来で特別支援教育を受けている方の割合と比較すると 1.7 倍であると読んだことがある。

実際に私が関わっているケースの中では、外国から来られた方のお子さんが障害をもっており、その保護者の方とのコミュニケーションが課題であるという場合もあるため、外国から来られた方のニーズが実態としてあるのかどうか、鳥栖市の状況を教えていただきたい。

事務局

学校の現場で、そのようなニーズや先生方との関わりがどの程度なのか、サービス利用の決定を行っている段階では、コミュニケーションに課題があるといったようなことは、あまり感じていない。

しかし、学校の現場としては、「コミュニケーションがとりにくい」と言われる方がいるということは、学校教育課と話す中で感じている。

委員

まず、鳥栖市全体としては、外国に由来のあるこどもは年々増加し、日本語の指導が必要なこどもも増えつつある。

そのために、県は現在、旭小学校を拠点として、教員を１名加配している。それ以外に、必要があるこどもたちに対しては、県から日本語指導ということで必要な時間数、対応するという形となっている。

今現在は若干数の在籍者が居たかと記憶している。

委員

その程度の人数であれば、統計的なところで気になる点はないと思う。

1.7 倍の理由としては、先程言われていたように、日本語の指導が必要な方が特別支援学級におり、本来の障害の支援とは異なるニーズの方がいるということが、以前見た記事に書かれていた。

もし、現実としてあるのであれば、この統計について多少なりとも、計画策定の際に配慮が必要なのではと思い、確認させていただいた。

② 計画素案 第３章～第４章について

委員

第３章を読むと、障害のある人が保護の対象であるように見えてしまう。前期計画から６年経っているので、もっと、権利の主体として、障害当事者というものが現わされるような計画になってもらいたいと思った。

例えば、計画素案の文言の中には「エンパワーメント」という言葉が出てこない。「ピアサポート」についても、これから伸ばしていかなければならない。

基本理念で追加された「自分らしく」という部分を本当に実現していくためには、計画に記載して行政が推進していくだけではなく、市民一人ひとりが「自分の幸せとはどういうものなのか」を周囲に伝え、結びついていくことが必要になると思う。そのためにも鳥栖市として、当事者の主体性や、権利の主体として、障がいのある人を支援するのではなく、一緒に寄り添って応援をするという形になるとよい。

その視点で考えると、例えば、47 ページのバリアフリーに関する記載があるが、当事者主体で考えるのであれば、「公共施設の建設や改修をする際には当事者の意見を必ず聴く」という記載ができるようになるとよいと思った。

委員

38 ページ「インクルーシブ教育の推進」の【現状と課題】の文末に「インクルーシブ教育に対する理解促進を図る必要があります。」とあるが、これは誰に対して理解促進を図るのか、目的語がわからなかった。前期計画を見ると、「保護者に対して」と書いてあったが、保護者にだけなのか、と疑問に思った。もっと、社会全体や地域に対してきちんと伝えないといけないが、前期計画では保護者に対してだけで、今回はその目的もない。なぜか。

委員

今回の計画は、前期計画を踏まえて作成されていると思うが、前期で記されていた内容はある程度周知が図られたので文言を削ってよいとしたのか。新たに見た人たちにもわかるように書いているのか。

先程のインクルーシブについても、外国人のことについても、文章として大切な部分が抜けている印象がある。

丁寧に書かなければ、誤解を招いてしまうため、説明をきちんと文章化した方がよいと思った。

副会長

理解促進や権利擁護を積極的に取り組むとなると、障害者に対する選挙支援がまだまだ遅れていると思うので、取り組んでいただけないだろうかと思う。

また、51 ページ「防災対策の推進」について、前回の会議で、災害時の避難計画については地域福祉計画で反映していくと説明があったため、障害者計画でどこまで触れることができるかわからないが、個人の十分な支援体制が整っていないとすると、個人個人が避難計画を考えておくことが大事になってくる。もし可能であれば、踏み込んだ記載をお願いしたい。

委員

災害時避難行動要支援者への個別計画を６～７年前から開始しており、直接の担当課は地域福祉課で、高齢障害部門でも優先順位を決めて計画を立てていると思うが、その進捗具合や計画の更新、福祉避難所との整合性等を図っていただければ、市民の方が安心できると思う。医療的ケアが必要な方々は、一度は個別計画が立っているが、その後の更新について気にされており、近隣で災害が発生した際に不安に思われているので、充実していただきたい。

会長

基本的に計画は前期計画を踏まえ、それを改善していく、あるいは達成されたとき、変化するニーズを盛り込んでいく等、内容が少しずつ変わっていくものもあれば変わらないというようになっていると思う。

委員

53 ページの新規追加されている「⑥防災訓練等への参加促進」に、「地域で実施される防災訓練や避難訓練等への参加を促進します。」とあるが、実際に避難訓練を実施しているのか。また、実施しているのであれば、自立支援協議会の中でも医療的ケア児や重度障害者の方の避難訓練を行いたいという意見もあるため、合同で行わせていただきたい。

事務局

以前、町や団体等で避難訓練を実施したという話はあったが、最近の実施については確認ができていない。実施の確認や訓練の内容、地域の医療的ケア児の参加が可能なのか、という点も含めて今後検討していく必要がある。

対象のこどもたちのニーズをお伝えしながら、みんなが地域で生活するにはどのようにすればよいかを検討させていただくタイミングであるため、具体的な回答は持ちえないが、そのような点も含めて、今後促進が出来ればと考えている。

委員

恐らく、地域の避難訓練の参加だけではなく、名簿に載っている方の個別の避難訓練も同時に必要であると思う。

レベル３の警報が出た際には早めに避難をと言われるが、医療的ケアが必要な方は大きな機材を持ってどこへ避難するか、あるいは、行動障害のある方が一次避難所に行った後、二次避難所に避難し直す場合、相当な負荷がかかるため、二次避難所をどのタイミングで開所するのか等、一個一個のケースを重ねていかなければ、実効性のあるものになっていかない。

もちろん、地域の訓練に参加することは大事だが、それだけではなく、個別の訓練をやっていただけるような計画になるとよい。

会長

最近はいろいろな地域の課題にどのように対応していくかということで、包括的な支援体制や重層的支援体制等できているが、行政だけ、当事者だけ、支援者だけではなく、関係者が集まって方向性を話し合い、解決策を見出さなければ、実際の解決にはつながらない。鳥栖市方式の仕組みづくりをしていかなければならないと思う。

地域の問題として、具体的に何をしていかなければならないか一緒に考えていく必要がある。

委員

今回、計画素案を読ませていただいて、精神に関する記載が増えていることを嬉しく感じた。

36 ページ、「④心の健康づくりの推進」についてだが、鳥栖保健福祉事務所では医師の相談を月に 1 回、定期的に行っているので、計画の中にも入れることは可能か。また、思春期のことが記載されているが、鳥栖保健福祉事務所の精神科の医師は一般の医師であり、思春期の専門ではないため、「医師相談」として検討していただければと思う。

また、新規追加の「⑤精神保健・医療・福祉の連携による地域生活支援の充実」について、地域ケア会議や自立支援協議会等にも保健師が入らせてもらい、鳥栖市は非常に活発であると感じている。

保健師として、これからもさまざまな場面で関わっていこうと思っているが、こちらの方からも皆さんの力をお借りしたいことも多いため、今後ともよろしくお願いしたい。

事務局

理念に「自分らしく」と記載した理由については、庁内会議でも、「具体的にどのように結び付けていくのか」という質問等もあった。先程言われていたように、まずは障害者の視点による取組や、当事者の方の主体性・目線での計画づくりをすることが、「自分らしく」につながる。そのことからヒントを得たような気がした。

目的や背景などについてもまだ詳細に記載ができていなかったが、改めて確認したいと思う。

避難に関することについては、総務課や地域福祉課が主体となって行っているため、関係課に確認しながら、本計画においてどこまで記載できるか整理していく

その他、ご指摘のあった箇所についても関係課に確認し、書ける部分については書いていく。

委員

36 ページ「④心の健康づくりの推進」について、文末に「スクールカウンセリングの充実に努めます。」とあるが、スクールカウンセリングということであれば、小中学校に配置されているスクールカウンセラーが思い浮かぶが、そうしたときに、思春期とはどこの年代を想定されているのか。

「スクールカウンセリングの充実」だけで賄えるか、先程言われてたように、「医師との相談」というところまで表記する必要があるのではないか。

委員

発達障害やうつ病等、10 代でも出てきており、発達障害は 12 歳から出てくるため、治療に結びついて薬の処方や、さまざまな支援を受けたりされている。

最近は身体障害者で精神障害者保健福祉手帳も一緒に取られる場合もあり、医療との結びつきが年々増えてきている印象がある。医療の力を借りることで、本人の学びを補償することもできるのではと思い、付け加えさせていただいた。

副会長

「自分らしく」はどこから出てきた言葉なのか。主体が誰なのかわかりにくい言葉なので、計画に記載する言葉としてはどうなのだろうと思った。

会長

受け取り方はいろいろとあるとは思うが、このような言葉が出始めたのは介護保険からだと思われる。介護保険の中で、「個人の尊厳」や「自立支援」という言葉が出てきたが、それぞれ一人ひとりの生き方、生活の仕方、意見が尊重される社会が一番大切だという考えがある。

これまでは周囲の人が考えてコントロールし、本人のためと言ってきていたが、今はそうではなく、権利条約で本人の意見や考え方を尊重するということが言われている。

そこがまだまだ十分できていないので推進していこう、という思いが「自分らしく」という形で表されたということは、障害福祉計画のうえでもそういった考え方がきちんと活かされるということを示していることであり、鳥栖市も大したもんだと感心した。

副会長

意思決定支援ということで、どこまで本人に対し支援できるか、ということを形にしようとすると、個別支援計画で、「らしさ」を出せるのではないか。

各施設等で個別支援計画ができているが、そこで本人らしさを追求しながら個別支援計画を立てることができるかが大事になってくる。

私自身、自立支援の話をする際に個別支援計画が大事であることを伝えている。計画書に書けるのであれば、そういうところから書いていただけると「自分らしく」を示しやすくなるのではないかと感じた。

委員

意思決定支援ガイドラインの中で、重度の方の意思決定をする際に「本人の最善の利益」という考え方があるが、国連の第一審査の際に否定された。そのため、「最善の利益」という言葉をガイドラインから無くし、代替案を検討しているとのことである。

無くすということは、それほどまでにきちんと本人の意思を尊重し、本人の生き方が大切にされるようにしていこう、ということであり、障害のある人を保護の対象ではなく権利の主体として、国としてもいろいろな施策が出てくると思う。

そのため、この更新のタイミングで鳥栖市の計画も本人がいかに主体となっていくか考えなければならない。支援の対象となっている本人はこれでよいのかを一つ一つ検証しながら計画を策定していただきたい。

会長

今回、計画の方向性を事務局から示してもらい、委員の方々からさまざまな意見が出たが、それらを踏まえて修正された内容をまた吟味し、次回、意見をいただきたい。

障害のある方自身が見られた際にどのように思うかを踏まえながら計画を策定していければよいと思う。

３．その他

委員

配布したチラシについて、佐賀県内にある東部発達障害者支援センター、西部発達障害者支援センター、発達障害者就労支援センターの３センター合同で、３年ほど前から合同で研修会を実施している。発達障害の普及啓発を目的としているが、開催しても関係者しか来ない状況である。一昨年は絵本セラピストを、昨年は写真家エッセイストの方を講師としてお呼びし、発達障害に関わらずそれぞれ一般の方にも講座を聞きにきていただいている。

今回は、ゲーム依存やゲームとの上手な付き合い方についてということで、今、ネットやＳＮＳについて非常に問題視されているため、このような内容で講演会を開催する予定である。ぜひご参加、ご周知いただきたい。

事務局

第３回目の策定委員会は 11 月上旬頃に開催予定。

案内については別途文書を送付する。

４．閉会